

< 大会規則書 >

平成21年度版

製作 平成20年12月1日

改定 平成21年1月7日改定

平成21年1月23日改定

平成21年2月10日改定

平成21年6月25日改定



- 目 次 -

	ページ
公示	1
第1章 総則	1
第1条 競技会の名称	1
第2条 主催者	1
第3条 開催場所	1
第4条 開催日	1
第2章 参加申込	1
第5条 参加定員	1
第6条 エントリー条件	1
第7条 参加申込方法とスターティンググリッド決定方法	1
第8条 参加料	2
第9条 オートポリス見舞金制度	2
第10条 参加受理と参加拒否	3
第11条 燃料規定	3
第3章 選手受付・公式車検	3
第12条 選手受付	3
第13条 自動計測機(トランスポンダー)	3
第14条 公式車検・ライダーの装備	4
第15条 レーシングスーツについて	4
第4章 ライダー・ピット要員・車両の登録と変更	5
第16条 ライダーの変更	5
第17条 ピット要員	6
第18条 車両変更・マーキング部品の変更	6
第19条 参加ライダー・車両の全ての変更	6
第5章 参加者の遵守事項	7
第20条 クレデンシャルとパドックの使用	7
第21条 ピットの使用	7
第22条 参加者の遵守事項	8
第23条 負傷時の医務室受診義務	8

第6章 予選	8
第24条 計時予選	8
第7章 スタート	9
第25条 スタート方法	9
第8章 走行中の遵守事項	10
第26条 ピットインおよびピットアウト	10
第27条 停止	11
第28条 走行中の遵守事項	11
第29条 コース外走行	11
第30条 妨害行為	12
第31条 ピットストップ	12
第32条 ライダー交替	12
第33条 夜間走行	12
第9章 レース中の車両修理とピット作業	13
第34条 レース中の車両修理	13
第35条 レース中のピット作業	13
第36条 消火器	14
第37条 ピットサイン	14
第38条 ライト・オン	14
第10章 競技の中断	15
第39条 競技の中断	15
第40条 レース再開	15
第11章 レース終了と順位の設定	16
第41条 レース終了	16
第42条 順位決定	16
第43条 レース終了後のパドックインと暫定表彰	16
第44条 決勝後の再車両検査	16
第45条 レース結果および記録の公表	16
第46条 抗議	17
第47条 競技規則の違反行為に対する罰則(ペナルティ)	17

第12章 レースの延期、中止ならびに成立	17
第48条 レースの延期、中止ならびに成立	17
第13章 賞典	18
第49条 賞典	18
第14章 主催者の権限	18
第50条 主催者の権限	18
第15章 損害の補償・大会役員の実任	19
第51条 損害の補償	19
第52条 大会役員の実任	19
第16章 本特別規則の適用と補足	19
第53条 本特別規則の解釈	19
第54条 公式通知の発行	19
第55条 大会事務局の連絡先	19
第56条 本特別規則の施行	20

公示

株式会社 オートポリスは、大分県日田市オートポリスサーキットにおいて2009年7月19日、“NANKAI”AUTOPOLIS mini-MAX 4 時間耐久ロードレースを開催する。本大会はオートポリス競技規則ならびに mini-MAX 特別規則書に従って開催される。

第1章 総則

第1条 競技会の名称

“NANKAI” AUTOPOLIS mini-MAX 4 時間耐久ロードレース (ミニバイク耐久レース)
<大会冠協賛:南海部品株式会社>

第2条 主催者

株式会社 オートポリス、(有)アールエーサーティース

第3条 開催場所

- (1) 開催場所：オートポリス (大分県日田市上津江町 1112-8)
- (2) コース：オートポリスインターナショナルレーシングコース (4.674km) 右回り

第4条 開催日

7月18日(土)	特別走行会 選手受付 / 公式車検
7月19日(日)	選手受付 / 公式車検 オートポリスmini-MAX MM・OPEN4耐決勝(午前スタート) ST4耐スタート(午後スタート)

第2章 参加申込

第5条 参加定員

mini-MAX ST クラスの決勝出走台数は120台とし、予選は行わない。
mini-MAX OPEN クラス70台、MMクラス50台の120台とする。
但し、両クラスを合計しても120台に満たない場合はこの限りではない。
STクラス同様予選は行わない。
各クラス10台を目安としてリザーブを設ける。

第6条 エントリー条件

- (1)ライダーは下記の参加条件を満すこと。
参加申込時に参加車両1台につき、MM・OPEN クラスは2~4名のライダーを登録すること。
STクラスは2名以上、上限なしとする。
有効なオートポリスライセンス、mini-MAX ライセンスのいずれかを保持していること。
但し、国際ライセンスライダーの登録は1名のみとし、第3・第4ライダーに限り認められる。
- (2)同一ライダーを複数チームに登録することは禁止する。
MM 又は OPEN4耐・ST4耐にダブルエントリーする事は可能。
- (3)STクラスに国際A級ライダーが参加しているチームは賞典外とする。

第7条 参加申込方法とスターティンググリッド決定方法

(1)参加申込受付期間

開始 2009年6月7日(日)、締切 2009年6月22日(月)

(2)スターティンググリッドは以下の参加申込順で決定し、スターティンググリッドイコールゼッケンナンバーとする。

1. 参加申込書を入れた封筒は封をせずに郵便局まで持参する。
2. 郵便局の窓口で発送用の80円切手を購入し、必ずプリンター印字の切手の領収書を発行してもらう。
3. 領収書の切手購入時間を必ず確認し、領収書に押印あるいは個人名をサインする。
4. その領収書を参加申込書の貼付欄内に必ず貼付してから封をし、購入した80円切手を貼って投函する。
5. 事務局に到着した申込書に同封された80円切手の領収書に印字の切手購入時間順をもって、スターティンググリッドの順位決定とする。
6. 切手の購入は必ず郵便局での購入とし、郵便局以外の領収書は無効とする。
また、郵便局発行の領収書であっても手書きの領収書は無効とする。
7. その場合、参加申込書によほどの不備が無い限り参加は受理するが、最下位からのスターティンググリッドとなる。
8. 80円切手の領収書に印字の購入時間は消印の日付けの2日以前までを有効とする。
もし、領収書に印字の切手購入時間が消印の日付けの2日を越えていた場合は
よほどの不備が無い限り参加は受理するが、最下位からのスターティンググリッドとなる。
9. その際の最下位からのスターティンググリッドについては参加申込書の消印の日付け順とする。
10. 指定の番号(ゼッケン)を希望する場合は早期の申し込みをすること。
11. 早い(小数)ゼッケンから遅い(大数)ゼッケンへの変更は極力要望に沿うよう努めるが、遅い(大数)ゼッケンを早い(小数)ゼッケンへの変更は一切不可とする。
12. 早い(小数)ゼッケンから遅い(大数)ゼッケンへ変更した場合は必然的にスターティンググリッドも後退する。
13. 参加受理チームが申し合わせてのゼッケンの変更は一切認めない。

(3)正式な手続きを経ていない参加申込みは受けられない。

第8条 参加料

(1)1チーム30,000円、STクラスは1チームライダーが4名を超えた場合は1人8,000円

(2)オートポリスライセンス保持者は1,000円引き。

第9条 オートポリス見舞金制度

(1)今回のレース保険はオートポリス見舞金制度が適用される。

(2)受付時にオートポリス見舞金制度加入代金(コース使用料)として、ライダー1名につき500円の支払いを義務付ける。

第10条 参加受理と参加拒否

- (1)主催者は、スポーツマンとしての態度を保つことができず、品格を疑われるような言動を行う者に対して、チームの参加又はライダーの参加を拒否することができる。
- (2)参加拒否された申込者には、参加料およびオートポリス見舞金制度が返還されるが、事務処理経費として5,000円を差し引く。
- (3)参加が受理された後、参加を取り消す申込者には参加料は返却されない。

第11条 燃料規定

- (1)オートポリスサーキット内のガソリンスタンドで入手できる燃料を使用すること。
- (2)保管に関しては消防法に合致した金属性携行缶を用いること。但し、保管の上限は40 とする。

第3章 選手受付・公式車検

第12条 選手受付

- (1)参加申込が正式に受理された参加者には、ライダー、ピット要員のクレデンシャルが正式参加受理同時に交付される。
- (2)選手受付時に次のものを提示もしくは提出すること。
オートポリス又は mini-MAX ライセンス
正式参加受理書
車両仕様書
- (3)ライセンスは必ず現物を提示すること。コピーやライセンス申請書、ライセンス申請料領収証をライセンス提示に代えることは認めない。
- (4)理由の如何を問わず、選手受付に必要なライセンスおよび書類(コピー、領収書は不可)を提示・提出できない場合、レースへの参加は認めない。

第13条 自動計測機(トランスポンダー)

- (1)選手受付にて配布する自動計測器は車検時までには車両に取り付けること。
取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走を禁止する。万一破損・紛失した場合、その理由の如何を問わず1個につき50,000円が主催者より請求される。
- (2)返却についてはレース終了後1時間以内に行うこと。
- (3)取り付け方法および場所について
発信機はフロントフォークのトップブリッジとアンダーブラケットの間に取り付けること

第14条 公式車検・ライダーの装備

- (1)公式車検は公式通知に示されたタイムテーブルに従ってパドック内の車検場で行なわれる。
- (2)タイムテーブルに示された時間内に必ずライダー本人とともに車両および全ライダーの装備品(ヘルメット・ヘルメットリムーバー・レーシングスーツ・グローブ・ブーツ)を持参し、公式車検を受けること。
- (3)公式車検受付においてライダーは装備品一式および車両仕様書を提出すること。
- (4)ライダーの装備で、レーシングスーツは、MFJ公認スーツ(ロードレースもしくはモタード)ヘルメットはMFJ公認ヘルメットでなければならない。
- (5)公式車検を受ける際はアンダーカウルを外した形で車検場に持ち込まなければならない。その際、外したアンダーカウルも持参すること。
- (6)公式車検において規則または安全上出場が不適当と判断された車両は一切の走行を拒否される。
- (7)車検委員長は必要と判断した場合、競技監督の承認を得て、公式車検検査の時間外であっても随時、参加者に車両検査を行う権限をもつ。
この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。(マーキングチェック・音量測定等含む)
- (8)車両検査において競技車両の音量測定および燃料タンクの容量チェックを行う場合がある。測定の日時・場所は公式通知に示されるが、競技監督は必要に応じて随時、音量の測定をすることができる。
- (9)使用する車両は1 エントリーにつき1 台とする。スペアカーの使用は禁止する。
- (10)消火器、給油機の検査を受けなければならない。

第15条 レーシングスーツについて

- (1)今回より参加選手のレーシングスーツについては安全性確保のため、MFJモタード公認以上の認定レーシングスーツ着用を義務付ける。
- (2)MFJモタード公認以上の認定レーシングスーツについては、MFJあるいは所有のレーシングスーツメーカーにおいて確認すること。
- (3)例えMFJモタード公認以上として認定されているレーシングスーツであっても、MFJ公認ラベルの貼付がない場合は車検において不合格とする。
- (4)また、MFJモタード公認以上として認定されているレーシングスーツであっても、損傷・劣化の著しいものは車検担当係員の判断によって不合格とする。
- (5)レーシングスーツには裏面の確認しやすい場所に必ずフルネームをカタカナで記入し、血液型も必ず記入すること。記入がない場合は車検において不合格とする

第4章 ライダー・ピット要員・車両の登録と変更

第16条 ライダーの変更

- (1)登録した第1・第2・第3・第4 ライダーの登録順を変更することはできない。ただし、各登録ライダーの変更を希望する場合、下記の手続きを経て行うことが出来る。
- (2)変更申請はライダー変更申請書を大会事務局に申し出ること。変更申請期限は7月6日(月)までとする。以後の変更については公式プログラムにライダー名の記載はできません。
- ・ プログラムの変更は、6月22日(月)エントリー締切日以降は変更できない。
 - ・ 但し、やむをえない事情により、ライダーの変更が必要な場合、5,000 円を添えて大会事務局へ申し出ること。

日付	プログラムの変更	申請先(場所)
6月7日(日)～6月22日(月)	変更対応をする	大会事務局
6月22日(月)～7月6日(月)変更申請期限	変更対応出来ない	大会事務局へ5,000円

- (3)ライダーに欠場者が発生し新規にライダーを補充しない場合は、既に登録されているライダーの登録順のまま繰り上がる。

例1) 第2 ライダーが欠場し、新規にライダーを補充する場合

	変更前	変更後
第1 ライダー	A	A
第2 ライダー	B (欠場)	E (新規)
第3 ライダー	C	C
第4 ライダー	D	D

例2) 第1 ライダーが欠場し、第3 ライダーを第1 に登録した上でライダーを補充する場合

	変更前	変更後
第1 ライダー	A (欠場)	C (登録順変更)
第2 ライダー	B	B
第3 ライダー	C	E (新規)
第4 ライダー	D	D

新規に補充するライダーの登録順は、第1 ライダーに変更されたライダーが登録されていた登録順となる。

- (4)ライダーの欠場によってライダー構成に変更があっても、1 チームに2 名以上の国際ライセンスライダーを登録することはできない。また国際ライセンスライダーが第1 ライダーを務めることはできない。
- (5)全てのライダー変更は正式なライダー変更申請書にて申請すること。電話等の口頭での連絡、自作の申請書等正式な手続きを経ていないライダー交替はそのすべてを無効とする。
- (6)参加受付終了後、負傷による欠場も含めチームのライダー構成が2 名以下となることは認めない。ライダー構成が2 名以下となった時点で、自動的にリタイアとする。

第 17 条 ピット要員

- (1) 1 チームに対して 1 ライダーにつき 3 名のピット要員を登録することができる。(最低 1 名は登録すること) この登録されたピット要員はピットロード・プラットホーム・グリッドに入場でき、ピット作業を行うことができる。
同一チームで 2 台以上エントリーしている場合など、複数チームにまたがって作業をするピット要員は、作業を行うチームのエントリー用紙それぞれにピット要員として登録されていなければならない。〔未登録、あるいは他チーム登録のピット要員が作業で負傷した場合は一切、ピットクルー保険が適応されない。(最高 100 万円、エントリー代に含まれています。)]
- (2) (1)で登録されたピット要員以外に 3 名分のゲストパスを発行するが、ピットボックスよりコース側には入場できない。
- (3) ライダーをピット要員として登録する事は禁止する。
- (4) 登録したピット要員は選手受付時に変更、取消をすることができるが、申請人数より追加することはできない。

第 18 条 車両変更・マーキング部品の変更

登録した車両変更・マーキング部品の変更は、やむを得ない場合のみ認められる。ただし、クラスの変更になるような車両変更は認められない。

- (1) 公式車検終了までに登録済の車両を変更する必要がある場合は、規定の書式に従って車両の変更申請を行い、大会事務局がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。(ただし車検を受けること。)
- (2) 車両変更の際は、車両変更申請書に車両変更申請料 5,000 円添付すること。ただし、以下の決勝レース中にやむを得ず、車両変更・マーキング部品(エンジン)の変更をする場合は、章典外となるため、車両変更申請料の 5,000 円は不要とする。
- (3) 決勝レース中の車両及びエンジンの変更は、転倒や重大なマシントラブルにより継続しての走行が不能になった場合のみ認められる。ただし、代替える予備の車両及び換装する予備のエンジン、についてはそれぞれのクラスの車輛改造規定を満たしていなければならない。
- (4) 予備の車両及び予備のエンジンを使用する場合にはオフィシャルに申告し、大会事務局がこれを認めたとうえで即刻車検を受け、合格の後、レースへの復帰を認める。
- (5) 予備の車両及び予備のエンジンを使用した場合には章典外となり、正式順位では単なる完走扱いとなる。また、レース中にはトランスポンダーの装着義務、及びその他の規則は遵守しなければならない。なお、トランスポンダーを装着している以上、レース中には順位が表示されるが、正式結果では順位の表記はなくなり、単なる完走扱いとなる。

第 19 条 参加ライダー・車両の全ての変更

ライダー全員と車両の双方を変更することは禁止する。

第5章 参加者の遵守事項

第20条 クレデンシャルとパドックの使用

- (1)参加者のサービスカーは大会事務局が交付する車両通行証を貼付していなければパドックへの通行ができない。
- (2)サービスカーは各クラスに指定されたピットパドック搬入・搬出時間のみパドック内の通行が許可される。
- (3)パドックおよびサーキット内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識により示される。参加者はこの指示に従わなければならない。
- (4)大会期間中 A パドックは完全指定駐車エリアとし、1 エントリーあたり 1 台分の駐車枠が割り当てられる。(エントリー台数が A パドック駐車枠数を超える場合、B パドックエリアとし駐車枠が割り当てられる。)
- (5)レース事務局の許可なく、ピットの占有・パドックの場所取り(ガムテープ、タイヤ、ロープ等)を禁止する。場所取りの撤去に応じない場合、ペナルティを科す場合がある。
- (6)車両の駐車にあたっては、緊急車両の通行の妨げにならないよう、最大限注意すること。また、指定されたエリア以外に駐車してはならない。上記に反した場合、車両の撤去を行う場合がある。
- (7)交付された参加者のクレデンシャルは、競技会期間中、確認しやすい位置に着用すること。
- (8)交付されるクレデンシャルや車両通行証は他に貸与、転用してはならない。
- (9)クレデンシャル、車両通行証を紛失または破損した際は事務局に再交付の手続きをとり、再交付を受けること。ただし、再交付手数料として 2,000 円を必要とする。
- (10)クレデンシャルの偽造を発見した場合は、失格を含む罰則が科せられる。

第21条 ピットの使用

- (1)使用ピットは、大会事務局によって割当てられる。
- (2)割り当てられたピットを参加者相互で交換、変更するときは、互いに了承しあった上で大会事務局に申し出て、ピット・パドック管理委員長の許可を得ること。
- (3)公式予選・決勝レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- (4)ピット内でタバコ等火気を取り扱わないこと。また使用後は清掃を行うこと。
- (5)ピットシャッターの鍵の貸し出しは行わない。

第22条 参加者の遵守事項

- (1)すべての参加者は、明朗かつ公正に行動し言動を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保つこと。
- (2)すべての参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従うこと。
- (3)ピットレーン及びトラックに立ち入る場合、ゾウリ、スリッパ、サンダル等安全性が低い履き物は禁止する。また、競技役員が上記履き物以外に危険と判断した場合は指導する。
- (4)参加者は、競技中または競技に関係する業務についているときは、薬品などによって精神状態をつくろったり、飲酒してはならず、許された場所以外で喫煙してはならない。
- (5)参加者は、主催者や競技役員・大会後援者、大会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- (6)競技参加者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピット要員、ゲストなど全員の行動について責任をもつこと。

第23条 負傷時の医務室受診義務

- (1)負傷した際は、必ずサーキット内医務室にて診断を受けること。
受診していない場合は、オートポリス見舞金制度の適用から除外される場合がある。
- (2)以下の病院をオートポリスインターナショナルレーシングコース指定病院とする。

病院名：川口病院
住所：菊池市隈府 823-1
電話番号：0968-25-3141

病院名：熊本セントラル病院
住所：菊池郡大津町室 955
電話番号：096-293-0555

病院名：熊本赤十字病院
住所：熊本県熊本市長嶺南 2 丁目 1 番 1 号
電話番号：096-384-2111

第6章 予選

第24条 計時予選

09年度は、計時予選は行わない。

第7章 スタート

第25条 スタート方法

- (1) スタート方法はスタックカート方式のル・マン式スタートとする。
天候、その他の状況によりスタート方法を変更する場合がある。
スタート進行の詳細は、ライダーズ・ブリーフィングにて公示される。
- (2) スタートはスタート時の混乱を防ぐため、120台を2グループに分け、30秒の差をつけたスタックカート方式のスタートとする。
- (3) STクラス、OPEN・MMクラスの参加台数が120台以下80台以上の場合は2グループに分けたスタックカート方式スタートとし、80台以下の場合はワングループの通常スタートとする
- (4) 指定された時間割により各チームは燃料補給、走行直前の車両チェックを受けたのち指定されたポジションに整列する。
- (5) 整列した車両は、スタート前10分から3分間のウォーミングアップ以外のエンジンの始動を禁止する。
- (6) ウォーミングアップ終了の時間とともに車両はプラットホーム側のポジションに整列し、スタートライダーは車両の反対側のホワイトライン上にてスタート合図があるまで自分の車両の方に移動してはならない。少なくとも片足はホワイトライン上にあること。
- (7) 控えのライダー1名(スタートライダーを除く正ライダーのうち1名)は、レーシングスーツ及びライディングブーツを着用し、車両の後尾を支え待機する。
また他のチーム員はピット内に退避すること。
- (8) スタート合図はシグナル、ならびに補助信号として日章旗を使用する。
なお、シグナル及び日章旗はNGKタワーにて掲示する。スタート合図があったときスタートライダーはコースを横断して自分の車両に駆け寄りスタートする。

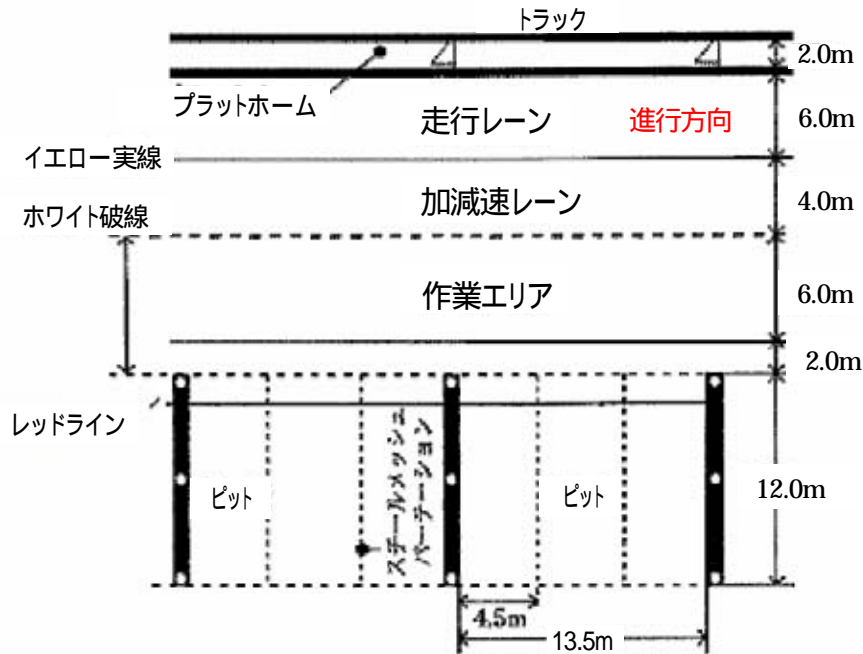
表示	NGKタワー	補助信号(日章旗)
1分前	なし	なし
スタート30秒前	レッドライト点灯	日章旗を頭上にて掲げる
スタート	レッドライト消灯	日章旗を振り下ろす

- (9) 1分前にエンジンを始動し、スタートライダーはスタート位置(ホワイトライン上)に移動し、エンジンを始動したまま控えのライダーが車輛の後尾を支える。スタート時に押しがけ、あるいは他人の協力を得て始動させることは合図があるまで禁止する。
これに違反した場合は競技結果より1周減算のペナルティ等を科す。
- (10) 全車スタート後フラッグマーシャルがグリーンフラッグを振った後、アシスタントによる押しがけスタートが許される。フラッグ提示箇所はNGKタワー上とする。
- (11) エンジンが始動しない場合はピットロードまでライダーが競技車両を移動させ、ピット要員の作業を受けて再スタートすることができる。
- (12) スタート進行の詳細な時間割については公式通知またはブリーフィングにて公示される。

第8章 走行中の遵守事項

第26条 ピットインおよびピットアウト

- (1)ピット前に区画されたプラットフォームとイエローラインの間はピットインおよびピットアウト専用の通路(減速区域)、イエローラインとホワイトラインの破線の間は補助区域、ホワイトラインの破線とピットの間はピット作業のための停車区域としてコース(走路)と区別される。



- (2)ピットアウトして、コースに復帰する車両は、ピットロードを出て第1コーナー左側の縁石が切れるまでコースの左側(アウト側)を走行すること。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- (3)ピットインする車両のライダーは車両をコース左側に寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確認してピットロードに進入すること。
このピットイン及び走行レーンは徐行しなければならない、また決して作業エリアを走行してはならない。
- (4)ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置の走行レーンから作業エリアに入り、自己のピットに近づけて車両を停車させる。
- (5)ピットインして作業エリアに入った車両、および当該車両のライダーやピット要員は、ピットインして来る他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通行を妨害してはならない。
- (6)いかなる場合であってもピットロードを逆走することは禁止する。自己のピット前を通り越した場合は、エンジンを停止させたのち、車検委員またはピット審判員の承認を得て当該車のライダーおよびピット要員によって後向きに押し戻し、自己のピットにつけることができる。
- (7)ピットアウトしようとする車両は、走行レーンにおいてはピットインしてくる車両に優先権があることを認識していなければならない。
- (8)ピットからの再スタートはキックスタート、セルスタート、プッシュスタートのいずれでも自由とする。プッシュスタートの援助は2名までとする。外部のバッテリーを使用することは禁止する。
- (9)大会期間中、いかなる時でもピットレーンのスピード制限は60km/hに制限される。制限を越えた場合は、ペナルティが科せられる場合がある。(決勝の場合は競技結果より1周減算とする。)

第27条 停止

- (1)コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車両をコースの脇によせ、他ライダーの走行の妨げにならないように十分注意すること。
- (2)コース内で、車両をコースの進行方向と逆に押したり、引いたりして車を移動してはならない。ただし大会 役員の指示・監督のある場合はこの限りではない。
- (3)事故または車両故障などの理由によって、リタイアする場合は、その時点から最も近いコース審判員に報告し、用意してある書類にてリタイア届けを提出すること。
- (5)ライダーは、リタイア届けを提出したコース審判員に車両を預けて退場すること。
- (6)ライダーはこの車両をレース終了までコース審判員の管理下におかななければならない。ただし、そのレースに支障のない地点まで車両を移動させることをコース審判員から指示された場合はこれに従うこと。

第28条 走行中の遵守事項

- (1)走行中、ライダーは必ずライダー腕章を左腕上部に着用すること。
 - 第1 ライダー..... 赤色
 - 第2 ライダー..... 黄色
 - 第3 ライダー..... 緑色
 - 第4 ライダー以上全て..... 白色
- (2)走行中、車両はそれ自身が持つ動力、およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で走行したり、加速したりしてはならない。
- (3)走行中、他の人の援助を一切受けてはならない。他の人による援助とは、決められた位置についている担当のピット要員および役務執行中の競技役員以外の者が車に触れることをいう。
- (4)走行中、車両にいかなる者も同乗させてはならない。

第29条 コース外走行

- (1)事故または車両故障等でコース途中よりランオフエリアをピットまで車両を押して戻る場合、オフィシャルの指示に従わなければならない。尚、ライトオンボードが掲示された以降の時間については、コースサイド等において、マシンを押すなどの行為は禁止する。
- (2)ピットインする場合は、ブリッジ先の左コーナーから左側ラインを走行し、ピットインロードを徐行すること。
- (3)サービスロードへの退出

転倒等によりマシンが破損しオフィシャルによりコース周回が危険と判断された場合、オフィシャルの指示により、サービスロードへ誘導しオフィシャルの指示・管理下に入る。

専用路以外からのピットインを希望するライダーは、必ずオフィシャルに確認を行ってからピットインすること。オフィシャルの指示を得ずに専用路以外の場所からピットインした場合は追加して罰則を科す場合がある。

規定のコースおよびピットイン専用路を走るライダーが優先される。規定外の場所からピットインを行う場合はコースおよびピットイン専用路合流の際、一旦停止し、安全確認を行うこと。ピットロード出口からピットロードおよびピットレーンを逆行してピットインする際、オフィシャルの指示に従い、マシンを押して戻ること。自走は一切禁止する。

転倒等によりマシンが破損しピットインした車両は再コースイン前にオフィシャルがマシンチェックを行う場合がある。マシンチェックにより再コースインが不適当と判断された場合、再コースインは禁止する。

サービスロードへ出た車両については、定期的にサービスロードを周回するバイクトレーラーにて回収され車検場へ搬送される。なお、回収時間等の抗議は一切受け付けない。

第 30 条 妨害行為

- (1) 競技中ライダーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為を禁止する。
- (2) グランドスタンド前の直線部分、および 10% 下りストレートの直線部分では、追い越す目的の場合を除いて走行車線の進路変更をしてはならない。
- (3) 本規則第 21 条の違反判定に対する抗議は受け付けられず違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったライダーは失格とする。

第 31 条 ピットストップ

- (1) 決勝時のピットイン回数は 4 回以上とする。これに違反した場合は 5 周減算のペナルティを科す。
- (2) 燃料補給の回数は定めない。
- (3) 決勝時ピットインした車両はピット作業エリアに停止しなければならない。尚且、エンジンを停止した時点から 3 分間以上留まること。これに違反した場合は 2 周減算のペナルティを科す。
- (4) ピットストップを行った時は必ずエンジンを停止させなければならない。

第 32 条 ライダー交替

- (1) ライダーの連続走行時間については最大 50 分とし、ライダー交替後 30 分以上の休息時間を必ず取らなければならない。
- (2) ライダーの休息時間の不足が判明した場合は再度ピットインし、不足時間分の休息を命じるペナルティが科せられる。 その場合には車輛のエンジンは停止させていなければならない、該当のライダーの休息不足時間終了をもって再度、始動、ピットアウトを許可する。 該当のライダーがペナルティで休息中は他のライダーの乗車を禁じる。
- (3) レース終了直前でペナルティの休息をレース終了までに消化出来ない場合はさらに失格を含む何等かのペナルティが科せられる。
- (4) ライダー交替時には必ず発信機の付け替えを行わなければならない。
- (5) 発信機の付け替えを怠った事が判明した場合は再度ピットインし、エンジン停止の後、発信機の付け替えを行わなければならない。 レース終了後に発信機の付け替えを怠った事が判明した場合にはペナルティとして 2 周減算とする。
- (6) 登録されたライダーは決勝レースに必ず 1 回以上出走しなければならない。
- (7) ライダー交替の際は必ずエンジンを停止させなければならない。
- (8) 4 回以上のピットイン義務、並びに 50 分の連続乗車時間の制限の双方に違反した場合は勝敗に関わる重要な要因と選手の疲労を考慮し、ひいては競技の安全な進行を妨げる重大な要因の二つの違反となり、該当のチームは失格とする。

第 33 条 夜間走行

決勝レース時における夜間走行とは、FCC タワーにてライトオンボードが掲示された以降の走行のことを言う。

第9章 レース中の車両修理とピット作業

第34条 レース中の車両修理

- (1) 決勝レース中の車両の修理、調整、部品交換などは、競技車両に積込んである部品と工具、あるいはピットに準備してある部品と工具によって行うこと。
- (2) フレーム本体、クランクケース本体、ギヤボックスのキャスト部分以外の故障部品は交換することができる。
- (3) 決勝レース中、転倒等により燃料タンクが破損した場合はスペアタンクへの交換が許可される。
- (4) ピットに準備してある部品、工具などによる修理、調整、部品交換は、ピットインしている車両に対してのみ行うことができる。
- (5) ピット以外の地点で停車した車両の修理は、他の車両の走行支障にならない安全な場所で行うこと。この際、当該競技車両のライダー以外がそれらの作業を行うことは厳重に禁止する。また、当該車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、部品交換を行うことは禁止する。
- (6) 競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし、保安の目的で、コース委員が車両を移動させたり処置する場合、および自己のピットを通り越した停車区域内の車両を当該車両のライダー、ピット要員が押し戻す場合はこの限りではない。(この場合の停車区域はイエローラインの破線が描かれている範囲とされる。)

第35条 レース中のピット作業

- (1) いかなる時でもピットボックス内での火気の使用は禁止する。火花を伴う作業も禁止する。
- (2) ピットイン時に車両の冷却を目的とした全ての作業・行為は禁止する。
- (3) 適正なクレデンシャルを持つチームスタッフのみ、自らのピットボックス前の作業エリアにてピット作業を行うことができるが、ピット作業が終わり次第、速やかにピットレーンから離れなくてはならない。作業を行っている間以外、チームスタッフはピットレーンにとどまることは禁止する。
- (4) ピットストップを行う場合は、エンジンを停止し、スタンドなどで車両を保持すること。ただし、テストと調整のために短時間のみエンジンを始動することは許可される。
- (5) 決勝レース中の修理および燃料補給の作業要員は、その車両に登録されたライダーおよびピット要員に限定される。
- (6) ライダーはレース中にマシン調整や給油のためにピットに戻ることができる。マシンをピットボックス内に入れての作業は原則として禁止され、通常の作業はピットボックス前にある作業エリアで行わなければならない。大がかりな作業は、事前にオフィシャル許可を得た場合のみピットボックス内で行ってもよい。但し、レース中断時はピットボックス内で作業することはできない。
- (7) 競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のピット要員は自己のピット前の停車区域に出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて停車区域に出ること、部品や工具を停車区域に置くことは禁止する。ピット作業中はオフィシャルが競技車両周辺を監視できるだけのスペース確保すること。
- (8) 給油を含むピット作業は以下の手順で行うこと。

エンジン停止	給油作業
ライダー降車	ライダー乗車
マシン修理・調整	エンジン始動

ただし、安全上やむを得ないとオフィシャルが認めた作業(例: ホイールナットの緩みが発見されたなど。)については給油後も行うことができる。

- (9)ピット作業を終えた後の給油作業に備え、ピット作業を行っている間に、補給作業要員が車に触れないことを条件に車両に接近してスタンバイすることができる。このピット要員は、オフィシャルの指示する距離を車両との間に確保すること。
- (10)燃料補給時には、補給作業に携わる全員（補給用具を接続している要員と消火器待機要員の最低2名）が以下の眼の保護具ならびに適切な防火服を着用すること。
- 「眼の保護具」……一般にいわれるゴーグルタイプの物。バイザーをとじたフルフェイス型ヘルメット、モトクロス用ヘルメットや、スキー用のゴーグルの使用は可。眼鏡タイプ（サングラス等）の使用は禁止する。
- 「適切な防火服」…ノーマックス製あるいはそれと同等以上の防災加工を施してある長袖・長ズボンの服装（4輪用レーシングスーツや耐火型作業ツナギ等）を強く推奨。ノーマックス製の防火服が準備出来ない場合は、長袖・長ズボンの作業服に防火スプレー類を噴き、使用すること。
- (11)作業中、消火器を持って待機する要員を必ず1名必要とする。
- (12)レース中の車両への燃料補給は一般市販の金属製携行缶か落差式タンクからの補給方法で行うこと。やぐらを使用する固定式給油装置は禁止され、携帯式給油装置を使用すること。
- (13)給油装置についてはオフィシャルの許可を受けた給油装置を使用すること。
- (14)燃料補給中はエンジンを停止すること。また、漏れた燃料、オイル等はウエス等を使用して必ずふき取ること。
- (15)燃料補給は、車両が安全にスタンドで支持された状況の下で行うこと。（スタンドの構造・支持方法は問わない。）燃料補給中は、それ以外の作業は一切禁止する（スクリーン清掃・ホイールのマーク合わせ等も含む）。燃料補給中ライダーはマシンに乗車してはならない。
- (16)ピット内および停車区域は清潔を保ち、器材を整頓し火災防止につとめること。
- (17)本事項の違反については競技結果より1周減算のペナルティ等とする。

第36条 消火器

- (1)消火器は各チームの責任において1.5kg以上を満たす物を必ず準備すること。
- (2)上記の内容量を満たした消火器をエントリー1台につき、最低1本準備すること。
（複数台数エントリーする場合は、必ずエントリー台数分準備すること。）
- (3)消火器は必ず正常に作動するものを準備すること。

第37条 ピットサイン

- (1)走行中のライダーに対し、サインを送ることが許される。
- (2)無線機の使用は禁止する。
- (3)ピットサインを送るピット要員は1チーム2名までに限定し、プラットホームまで出てサインを送ることができる。
- (4)使用するサインボードの大きさは100cm×60cmの長方形を越えるものであってはならない。

第38条 ライト・オン

点灯はFCCタワーによりライトオンボードが提示される。ただし、天候が変化した場合はこの限りではない。また、点灯の解除の指示があるまで点灯していなければならない。
車両のヘッドライトならびにテールライトが点灯しない場合、競技結果より1周減算のペナルティ等を科す。（MM・OPENクラスはこの限りではない）

第10章 競技の中断

第39条 競技の中断

- (1) やむを得ない事情により、レースの続行が危険と判断された場合、競技監督は走行中の全競技車両をただちに停止させることができる。
- (2) 全車停止の命令は、フラッグマーシャル台および全オブザベーションポストで赤旗が振動表示され、競技の中断が合図される。
- (3) 競技が中断された場合、ライダーは最大限の慎重さと注意をもって進み、指定の車両保管場所に停止しなければならない。ピットイン中の車両への作業はただちに停止すること。また、中断の合図が出された時点でピットロードを走行中のライダーは、ピットインしていたものとする。
- (4) レースが停止された時点で、全レース時間の少なくとも2/3以上を走行していた場合、全レース走行されたものとみなされ、順位はレースが停止される前の周回の終わりでの順位とする。
- (5) 赤旗時の車両保管場所は各自使用ピット前のピットロード補助区域(イエロー実線とイエロー破線の間)とする。ピット作業中のマシンおよびピットイン中の車両についてもピットロード補助区域に移動して車両保管される。なお、大がかりな作業を行なっているものは除かれる。また、車両に対する一切の作業は禁止される。

赤旗時の注意事項を以下の通りとする。

- ・ピットロード補助区域に停止した車両のもとへ、1台につき1名のピット要員が出向き、スタンドなどで保持する事が許されるが、オフィシャルの指示があるまで行ってはならない。また、その他の一切の作業もオフィシャルの指示があるまで行うことはできない。
- ・ピットロード補助区域で停止したライダーは各自のピットへ戻ることが許されるが、レース再開時には同一ライダーが運転すること。
- ・ピットロード補助区域停止した車両は、再スタート前にピット前へ進み、シグナルタワーのグリーンフラッグ合図により一斉に作業ができる。同時に、サイティングラップからスタート手順が開始される。(5分後にピット出口は閉鎖される。)

第40条 レース再開

- (1) 危険な状態が解消した場合、競技監督はレースを再開することができる。
- (2) スタート後トップが3周を完走する前の赤旗に対する再スタートは、そのレースが開始される前の時点からのスタート進行に則って行われる。
- (3) スタート後トップが3周以上(3周を含む)を完走した場合の赤旗に対するレース再開のスタートには、SCカー先導のローリングスタート方式が用いられる。
- (4) SCカー先導のローリングスタートにおける各競技車両のスターティングポジションは、赤旗が提示された前のラップのコントロールライン通過順とし、競技車両は1列に並べられる。

第11章 レース終了と順位の決定

第41条 レース終了

- (1)ゴールは、各決勝レース時間を経過した時点、または、当初予定されていた時刻を経過した時点で、先頭車両に対してチェッカーフラッグが振られる。
- (2)正式レース終了はチェッカーフラッグが振られてから、5分後である。

第42条 順位決定

- (1)チェッカーフラッグが振られた後に完了する周回数の多い者から決定される。同周回の場合は、コントロールライン通過順位によるものとする。
- (2)レース結果にて順位を得るためには、下記の項目をそれぞれ満たさなければならない。
自分の参加するクラスの優勝チームが走行した距離の75%以上を走行しなければならない。
- (3)チェッカーフラッグを受けられなかったものの、自分の参加するクラスの優勝チームの走行した距離の75%以上を走行したチームは、完走として認定される

第43条 レース終了後のパドックインと暫定表彰

- (1)チェッカーを受けたライダーに黄旗(黄点滅灯)を掲示する。
- (2)チェッカーを受けたライダーは徐行し、マーシャルカー先導でコースを回り、全車ストレートピクトリータワー前車両保管所に停止する。
- (3)上位1位~3位の選手はピクトリータワー前で仮表彰を行う。
- (4)チェッカーフラッグが掲示された時点で、ピットインしていた車両の出走は禁止する。
- (5)チェッカーフラッグの掲示を受けた車両でフルコースを1周徐行するに耐えられないものは、第1コーナー手前左側のガードレールの切れ目からサービスロードを通ってパドックインすることが許されるが、この場合は、後方に十分注意し、安全を確認した上でサービスロードに入らなければならない。
尚、車両はホームストレート上の車輛保管場所に必ず向かうこと。

第44条 決勝後の再車両検査

- (1)レース終了後、総合1位から10位までを含む一定数の車両は暫定結果発表後30分以上保管され特にそれぞれのクラス6位以内に入賞の車輛に限定して全車クランクケース部分以上の分解を義務づける。この検査と分解を拒否する事はできない。
- (2)この分解作業はその入賞チームの登録されたメカニックが担当競技役員の眼前で作業を行い、担当競技役員が分解された部品の確認を行う。この再車検で車輛への違法な改造が施されていることが判明した場合は、該当のチームは失格となり、着順は以下が順次繰り上げとなる。
- (3)再車検はレース正式結果を迅速に掲示するため、レース終了後60分以内に終了しなければならず迅速な分解作業を行わなければならない。

第45条 レース結果および記録の公表

- (1)レース終了後、暫定結果の公表を行う。
- (2)参加者、ライダーは公表されたレース正式結果に対して抗議することはできない。

第46条 抗議

- (1)正式に登録された参加者、ライダーおよびピット要員のみが抗議申し立てができる。
- (2)抗議しようとするときは、抗議対象事実発生後速やかに定められた手続きによって大会事務局に申し入れをすること。抗議手続は、大会事務局に備えつけの抗議申立書に記入し、1項目につき、抗議保障金 10,000 円を添えて大会事務局に提出すること。
スタートに対する抗議は受け付けない。
- (3)暫定結果に対する抗議は暫定結果発表後 30 分以内に限り受け付けられる。
- (4)正式な手続きにより提出された抗議申立書だけが受け付けられ、大会審査委員会において審議される。
- (5)大会審査委員会は、必要と認めた場合、証人をたて、その証言を求め、十分実情を調査したうえで裁定を下す。
- (6)審査委員会が下した裁定に対しては一切抗議することはできない。
- (7)抗議が成立した場合のみ抗議保障金が返還される。

第47条 競技規則の違反行為に対する罰則(ペナルティ)

大会中(競技会)における違反行為に対しては、大会審査委員会ならびに競技監督の権限で、下記の罰則(ペナルティ)を科すことができる。

- (1)注意処分(口頭による注意または注意処分通告書)
- (2)厳重戒告(戒告通知を受けたものは始末書提出)
- (3)罰金(現金 20 万円以下)
- (4)競技結果に対する 1 分加算
- (5)競技結果に対する 3 分加算または 1 周～10 周減算および「STOP&GO」ペナルティ
- (6)失格

第12章 レースの延期、中止ならびに成立

第48条 レースの延期、中止ならびに成立

- (1)レースは特別な理由のない限り中止されない。
- (2)大会審査委員会は、特別な事情が生じた場合、レースを延期または中止することができる。
- (3)大会審査委員会の決定に対して、すべての関係者は従わなければならない。
- (4)特にやむを得ぬ理由によって、トップ走者がそのレースにきめられた周回数、または時間の 1/3 を完走しないうちにレースを中止した場合は、そのレースは無効となる。
- (5)天候により、決勝レース時間短縮にてレース成立とする場合があります。トップ走者が定められた周回数または時間の 1/3 以上を完走した場合でレースを中止した時は、大会審査委員会はそのレースの判定結果に条件を付して発表する。
- (6)レース当日、悪天候によりレースまたは大会が中止された場合、参加者が支払った出場料は事務手数料を差し引いて返却するものとする。

第13章 賞典

第49条 賞典

(1)賞典は以下の通りとする。

mini-MAX OPEN4 耐

総合賞 1位～6位 正賞および副賞

KSR賞 1位～3位 正賞および副賞

mini-MAX MM4 耐

1位～6位 正賞および副賞

mini-MAX ST4 耐

総合賞 1位～6位 正賞および副賞

クラス賞 1位～3位 正賞および副賞

その他の賞典については未定。

(2)表彰式に出場しなかった場合は賞典の権利を放棄したものととして賞典より外すものとする。

(参加賞はこの限りではない。)

第14章 主催者の権限

第50条 主催者の権限

- (1)参加申込の受け付けに際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピット要員を選択あるいは参加を拒否することができる。
- (2)チーム名が公序良俗に反するなど、チーム名としてふさわしくない場合、公式プログラム・結果表への記載拒否または変更を命じることができる。(チーム名の総字数は20字以内とする)
- (3)競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- (4)競技番号の指定あるいはピットの割当等にあたり各参加者の優先順位を決定することができる。
- (5)大会スポンサーの広告を参加車両等に貼付させることができる。
- (6)止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録または変更について許可することができる。
- (7)すべての参加者(ライダー、ピット要員、キャンペーンギャル等含む)の肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、放映、通信、出版(ビデオ/CD-ROM/DVD等)に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- (8)公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- (9)興行上必要と主催者が認定したチーム(規定外のライダーおよび車両での参加の場合を含む)の特別参加を認める場合がある。また、これらのチームを規定の決勝出場台数にプラスして決勝への特別参加を認める場合がある。但し、これにより出走を許可されたチームは一切の賞典から除外され、順位認定も行なわれない。この件に関する抗議は一切認めない。

第15章 損害の補償・大会役員の責任

第51条 損害の補償

(1)車両の破損

参加者は、車両が競技役員によって保管されている期間を除き、車両およびその付属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。

(2)損傷の責任

競技会開催期間中、またはその前後に起きたライダーおよびピット要員の損傷は自らが責任を負うものとする。

第52条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピット要員は大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー、ピット要員および車両等の損害に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第16章 本特別規則の適用と補足

第53条 本特別規則の解釈

本特別規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第54条 公式通知の発行

本特別規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本特別規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって以下の方法で示される。

参加代表者の住所に郵送される。

大会事務局に掲出される。

コントロールタワー1階の公式掲示板に掲出される。

決勝レース出走前のブリーフィング、また必要に応じて召集されるブリーフィングで指示される。

緊急の場合は場内放送で伝達される。

第55条 大会事務局の連絡先

本特別規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本特別規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって以下の方法で示される。

オートポリス レース事務局

〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田 1112-8

TEL 0973-55-1111

FAX 0973-55-1113

第 56 条 本特別規則の施行

本特別規則は、第 1 章第 1 条に示される競技会に適用されるもので、各競技会の参加申込受付開始と同時に有効となる。

大会事務局長 ・ 発行責任者
(有)オールエーサーティース
長谷川 健